



事務連絡第7号
平成12年3月28日

都道府県労働基準局
労災主務課長 殿

労働省労働基準局
補償課長

「労働福祉事業としてのアフターケア実施要領の制定について」
の一部改正に伴う運用上の留意事項について

アフターケアの対象傷病の拡充については、平成12年3月28日付け基発第177号「「労働福祉事業としてのアフターケア実施要領の制定について」の一部改正について」をもって通達されたところであるが、その事務処理については、下記の事項に留意の上、運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 広報について

「精神障害に係るアフターケア」の実施に当たっては、リーフレット（別添）等によりアフターケアの範囲等について周知徹底を図ること。

なお、精神障害に係るアフターケア制度の新たなリーフレットについては、別途配布するので、活用すること。

2 健康管理手帳について

「精神障害に係るアフターケア」の健康管理手帳については、傷病名の記載のない健康管理手帳を使用すること。

なお、アフターケアの対象者に健康管理手帳を交付する際には、リーフレット等によりアフターケアの趣旨等について説明すること。

3 費用の算定方法について

- (1) 保健指導については、他の対象傷病に係るアフターケアと同様、健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）の規定による療養の費用の額の算定方法の別表第1医科診療報酬点数表（以下「社会保険診療報酬点数表」という。）に定める特定疾患療養指導料の点数に労災診療費算定基準に定める単価（以下「労災診療単価」という。）を乗じて得た額（月2回の算定を限度）と

するが、保健指導と通院精神療法（精神療法、カウンセリング）を同時に行った場合は、社会保険診療報酬点数表に定める通院精神療法の点数に労災診療単価を乗じて得た額とすること。

- (2) 精神療法、カウンセリング等の費用の算定方法については、社会保険診療報酬点数表に定める下記点数に労災診療単価を乗じて得た額とすること。
 なお、社会保険診療報酬点数表が改定されたときは、改定後の額とすること。

アフターケアの項目	社会保険診療報酬点数表上の項目
精神療法、 カウンセリング	第2章 特掲診療料 第8部 精神科専門療法 第1節 精神科専門療法料 区分 I 0 0 2 通院精神療法（簡便型精神分析療法を含む。）（1回につき） 1 病院の場合 3 4 0 点 2 診療所の場合 3 9 2 点 I 0 0 6 通院集団精神療法（1日につき） 2 7 0 点
精神療法、 カウンセリング等の 「等」に該当する項目	I 0 0 7 精神科作業療法（1日につき） 2 2 0 点 I 0 0 9 精神科デイ・ケア（1日につき） 1 小規模なもの 5 5 0 点 2 大規模なもの 6 6 0 点